

トラック輸送の省エネ対策の推進（燃料費高騰対策）」  
（先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助）  
に関するQ & A

平成26年12月1日改定  
（公社）全日本トラック協会

**【1. 申請要件】**

問1. 申請者となるにはどのような要件がありますか。

答. 導入する車両の「所有者」が申請者であり、申請時点において5両以上30両以内の車両を保有しているトラック運送事業者又は当該運送事業者に貸し渡す自動車リース事業者が申請者となります。

問2. 補助対象事業者にある保有車両5両以上30両以下とは、会社全体でカウントするの  
か。

答. 保有車両は会社全体でカウントします。

**【2. 申請方法等】**

問1. 申請窓口はどこか。

答. 申請者が所在する各都道府県トラック協会となります。

問2. 申請書は郵送で送付しても構いませんか。

答. 書類の不備等を確認する必要があるため、原則として申請窓口書類を直接提出すること  
をお願いします。なお、特段の理由により窓口へ持参できない場合は、申請先である各都道  
府県トラック協会にお問い合わせください。

問3. インターネット申請はできますか？

答. できません。

問4. 申請書類は何部作成する必要がありますか。

答. 正本1部、副本2部の合計3部作成してください。  
なお、副本のうち1部は受付印押印後申請者に返却するとともに、補助金の交付を受けた  
場合は、申請者控えとして5年間保存する必要があります。

問5. 様式第1の1にある補助事業完了日とは、いつの日付を記入すればよいのでしょ  
うか。

答. 「入れ替え前車両の名義変更又は廃車した日」又は「新車登録をした日」のいずれか遅い  
日を記入してください。

問6. 様式第1、様式第1の1にある事業者番号とは、どのような番号でしょうか。

答. 国土交通省で管理している個々の運送事業者に割り振られている「09」から始まる12

桁の固有の番号となります。なお、申請者でわからない場合は、空欄のまま申請していただいて構いません。

自動車リース事業者が申請者である場合は、様式第1の事業者番号欄の記入は不要です。様式第1別紙にある「使用者（借受人）の氏名又は名称及び住所」欄にある事業者番号欄も、貸し渡し先運送事業者の「09」から始まる12桁の番号がわかる場合に記入してください。なお、貸し渡し先の運送事業者でわからない場合は、空欄のまま申請いただいて構いません。

問7. 正本1部、副本2部とあるが、副本は正本の全く同じ押印したものが必要か。

答. 副本は、正本の写し（コピー）を提出いただければ結構です。

### 【3. 補助額】

問1. 申請事業者が想定を超えた場合、補助額へ何らかの影響があるのか。

答. 予算額を超える申請があった場合は、予算額に達した日の申請分について、別に定める方法により抽選を行い補助対象事業者を決定する予定です。

### 【4. その他】

問1. 既に低公害車普及促進対策費補助金の交付を受けているが、この補助金に申請することは可能か。

答. 同種の国の他の補助金を受けたものに、さらに補助金を交付することは認められません。

問2. ASV等、他の国の補助金との併用は可能か。

答. 補助対象が異なる補助金との併用は可能です。

問3. 補助金の入金はいつになるのか。

答. 現時点で支払時期を特定することは出来ませんが、平成27年3月末までには入金する予定です。

問4. この補助金の第1次募集や第2次募集に申請しているが、今回申請することは可能か。

答. 先進環境対応型ディーゼルトラック導入事業の第1次募集や第2次募集において交付決定を受けた事業者は申請を行うことができません。

問5. 一般財団法人環境優良車普及機構（LEV0）が実施している平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）で補助金を受けた場合には、今回申請することは可能か。

答. LEV0の「中小トラック運送業者における低炭素化推進事業」における補助対象車両及び廃車車両が、各々今回の申請する車両と同一の場合は申請を行うことはできません。それぞれが別の車両による申請であれば、今回申請を行うことは可能です。

## 【5. 先進環境対応型ディーゼルトラック導入事業】

### ●申請者

問1. 申請者は、自動車検査証上の所有者か使用者か。

答. 申請者は、自動車検査証上の所有者となります。

問2. 新車導入した車両の所有者がディーラーの場合は、補助金申請ができないか。

答. ディーラーは補助金申請者の資格が無いため、申請できません。申請日までに所有権留保を解除し（移転登録し）、運送事業者が所有者となった上で、当該運送事業者が申請してください。

問3. リース車両は、自動車リース事業者が申請を行うのか。

答. 自動車リース事業者が申請を行います。なお、申請は使用者（契約者）が所在する各都道府県トラック協会へ申請してください。

問4. 自動車リース事業者が申請する場合は、5両以上30両以下の事業者以外に貸し渡すものでも、補助の対象となるのか。

答. 自動車リース事業者が申請者の場合は、貸し渡す先運送事業者が申請時点で5両以上30両以下の運送事業者でなければなりません。

### ●入れ替え前車両

問5. これまで使用していた車両（入れ替え前車両）は、直近何年間使用している必要がありますか。

答. 平成25年12月12日以降に名義変更及び廃車し、かつ名義変更及び廃車した日以前過去1年以上連続して、事業用トラックとして所有（所有者と使用者が一致しない場合は、使用）していなければなりません。

問6. 使用していた古い車両は廃車しなければなりませんか。また、証明する書類はなにがありますか。

答. 使用していた古い車両は、廃車のほか、名義変更の場合でも補助対象となります。

証明する資料は、廃車した場合には、①廃車車両の詳細登録事項等証明書、②自動車リサイクルシステムの使用済み自動車処理状況検索画面（インターネット検索画面）、③新車導入車両の自動車検査証を添付する必要があります。

また、名義変更した場合は、①名義変更した車両の詳細登録事項等証明書、②新車導入車両の自動車検査証を添付する必要があります。

問7. 入れ替え前車両と導入する新車は同じ区分である必要がありますが、区分は何をもって確認するのですか。

答. 導入する新車の区分は、交付規程別表に定める区分となります。入れ替え前車両の区分は、原則的に車両の型式で確認します。区分毎の型式は販売店に確認してください。

問8. 入れ替え前車両は、いつまでに廃車又は名義変更しなければなりませんか。

答. 平成25年12月12日以降申請日までの間に、廃車（リサイクル業者への引き渡し）又は名義変更を行わなければなりません。

問9. ディーラーから割賦購入した車両を割賦完済後に名義変更をせず使用し続けていた車両と入れ替えることは可能ですか。

答. 平成25年12月12日以降に入れ替え、かつ入れ替えた日以前過去1年以上連続して使用していれば「入れ替え車両」として認められます。またその際は、名義変更又は廃車の手続きを行わなければなりません。

問10. 一時抹消中の車両は、入れ替え前車両とみなされますか。

答. 一時抹消のまま名義が変更されていない車両は、原則として入れ替え前車両とは認められません。一時抹消中の車両を廃車又は名義変更されれば、入れ替え前車両として対象となります。

問11. 半年前に5年リースをリースアップし、所有者変更を行ったが車両を入れ替えることにより申請は可能か？

答. 可能です。平成25年12月12日以降申請日までの間に名義変更又は廃車を行い、名義変更又は廃車した日以前過去1年以上連続して使用者として当該車両を使用していれば対象となります。

問12. 入れ替え前車両は、ディーゼルトラック以外のいわゆる次世代自動車は、対象となりますか？

答. 今回は先進環境対応型ディーゼルトラックのみが対象となります。したがって、電気自動車やハイブリッド自動車、燃料電池自動車、CNGトラック、LPG車等の、ディーゼル車以外の車両は対象となりません。

問13. 入れ替え前車両を一時的に他者へ名義変更し、補助金受領後に再度名義を戻すことはできますか。

答. 名義変更した入れ替え前車両を従前の所有者又は使用者に再び、名義を戻すことは認められません。このような事実が発覚した場合は、ただちに交付決定を取り消すと同時に、補助金を返還していただくこととなります。

問14. 一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）が実施している平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）で補助金を受けるために廃車した車両を、今回の補助金の入れ替え前車両にすることが可能ですか。

答. LEVOで補助金を受けるために廃車した車両を、今回の補助金の入れ替え前車両として取り扱うことは認められません。

●新規導入車両

問15. 車両総重量（GVW）で補助額が異なっていますが、自分の車がどの分類に該当するかを知るにはどうすればよいですか？

答. 型式ごとの区分は、交付規程の別表に定められています。詳しくは全日本トラック協会ホームページをご覧ください。または当該車両を購入した販売店にお問い合わせください。

問16. いわゆる新古車や中古車は補助金の対象となりますか。

答. 新古車及び中古車はいずれも補助金の対象とはなりません。新古車も一度既に登録・届出がなされている中古車となるため、対象となりません。

問17. ディーゼルトラック以外のいわゆる次世代自動車は、対象となりますか？

答. 今回は先進環境対応型ディーゼルトラックのみが対象となります。したがって、電気自動車やハイブリッド自動車、燃料電池自動車、CNGトラック、LPG車等の、ディーゼル車以外の車両は対象となりません。

問18. 増車した場合でも補助金を受けられるのか。

答. 増車のみによる導入の場合は認められません。過去1年以上連続して所有又は使用していた車両の入れ替えに伴う新車導入の場合に限り、補助対象となります。

問19. 新車導入した車両について、補助金が交付されてから最低何年使用しなければならないか。

答. 新車新規登録した日から、法定耐用年数の期間は所有（リース車両の場合は使用）する必要があります。

問20. 新車を購入し、補助を受けてすぐに売却すること等は認められますか？

答. 認められません。補助金を受けた車両は法定耐用年数の期間内に財産処分をすると、補助金の返還が求められます。

問21. 新車登録後法定耐用年数の期間内に、会社の社名変更や合併により使用者名が変わったのですが、構わないでしょうか？

答. 社名変更や合併による使用者名の変更であることが、登記簿謄本等で確認できれば特段補助金の返還の必要はありません。ただし、変更にあたっては、事前に変更承認申請の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問22. 新車登録後法定耐用年数の期間内に、使用者を会社の支店から本店に変更したのですが、構わないでしょうか？

答. 会社の組織内での使用者名の変更の場合、特段補助金の返還の必要はありません。ただし、変更にあたっては、事前に変更承認申請の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

問23. 一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）が実施している平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（中小トラック運送業者における低炭素化推進事業）で補助金を受けた新車を、今回の補助金の補助対象車両にすることができますか。

答. LEVOで補助金を受けた新車を、今回の補助金の補助対象車両として取り扱うことは認められません。

●その他

問24. 補助金を受けた車両が事故を起こした場合、補助金返還の必要がありますか？

答. 補助金で導入した車両について、事故を原因として処分（廃車や譲渡等）する場合は、過失の程度に関係なく補助金を返還しなければなりません。

問25. 新車を手形あるいは割賦により導入した場合は、補助対象となるか。

答. 手形の場合は、申請日時時点で手形が現金化され精算されていなければ、補助を受けることができません。手形の支払期日が明記されていない場合や支払期日が申請受付日以降の領収証の場合は、補助を受けることができません。

また、割賦の場合は、申請受付日時時点で全ての代金が精算されていなければ、補助を受けることができません。

問26. 地方公共団体等からの協調補助は必要か。

答. 今回の先進環境型ディーゼルトラックの導入事業の補助金は、地方公共団体等の協調補助は不要です。

問27. 補助金は誰に振り込まれますか。

答. リース車両の申請を除き、補助金は全ト協から申請者に直接振り込まれます。リース車両の場合は、全ト協から申請者である自動車リース事業者に振り込まれます。なお、自動車リース事業者は借受人である使用者に補助金相当額を還元する必要があります。

問28. 添付書類にある見積書や請求書は、指定の様式はありますか。

答. 指定の様式はありません。各社の様式により提出していただいて構いません。

問29. 先進環境対応型ディーゼルトラックを手形や割賦払いの場合で購入した場合も認められるか。

答. 特別募集においては、国土交通省の指導に基づき、支払の取り扱いについては、現金による購入や割賦支払が完了する等、申請受付日までに支払が完了しているものから交付決定を行います。申請受付日の翌日以降に決済される、手形や割賦といった購入形態においては、支払いが完了していなければ、申請することができません。必ず、申請日までに精算を済ませてください。

※なお、Q&Aの内容は掲載後、修正・変更させていただく場合があります。ご了承ください。